**端数処理について**

　　算出過程において生じる１円未満の端数はその都度切り捨て、これらを合計し得られた額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。ただし、設定範囲の上限額を超える場合又は下限額を下回る場合に適用する割合を乗じて得た額については、上限額は千円未満の端数を切り捨て、下限額は千円未満の端数を切り上げるものとする。